

鳥取県社会的養育推進計画（案）

令和2年6月
鳥 取 県

第1 鳥取県社会的養育推進計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

平成23年7月に取りまとめられた「社会的養護の課題と将来像^{注1}（以下「課題と将来像」という。）」に基づき、県では平成27年3月に「鳥取県社会的養育推進計画（以下「現行県計画」という。）」を策定し、里親等への委託の推進や施設の小規模化・地域分散化の取組を推進してきました。

その一方で、全国的に児童虐待に関する相談対応件数は、平成23年度は約6万件であったものが、平成30年度は約16万件で約2.7倍となる増加を続けている現状があります。県内でも児童虐待の通告件数は、平成23年度の267件から令和元年度は609件と増加しています。虐待を受けた子どもや様々な事情により保護者との生活が難しい子どもを含め、全ての子どもの育ちを保障するための施策の充実が求められる中、平成28年に児童福祉法の一部を改正する法律（以下「平成28年改正児童福祉法」という。）が成立しました。

平成28年改正児童福祉法では、子どもが権利の主体であることが位置付けられ、国・地方公共団体は、子どもが家庭で健やかに養育されるよう、保護者を支援することとされました。そして、家庭における養育が困難又は適当でない場合には、特別養子縁組、普通養子縁組、代替養育のうち「家庭における養育環境と同様の養育環境」である里親及びファミリーホーム^{注2}（以下「里親等」という。）への委託を進め（家庭養育優先原則）、これらが適当ではない場合には、「できる限り良好な家庭的環境」である小規模化された児童養護施設等で養育されるよう必要な措置を講じることとされました。加えて、在宅支援の充実強化に向けた市町村子ども家庭総合支援拠点^{注3}の設置促進や児童相談所の体制強化に向けた児童福祉司等の研修義務化や弁護士配置の措置等が規定されました。

平成29年には児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律（以下「平成29年改正児童福祉法等」という。）が成立し、保護者に対する指導への司法関与や家庭裁判所による一時保護の審査の導入など、児童相談所の業務における司法関与が強化されています。

これらの法改正を受け、厚生労働大臣の有識者会議である「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」は、平成29年8月に今後の社会的養育の在り方を示した「新しい社会的養育ビジョン^{注4}（以下「新ビジョン」という。）」を取りまとめました。新ビジョンでは、里親等委託の推進をはじめとする家庭養育優先原則に関する取組はもとより、市町村の子ども家庭支援体制の構築や児童相談所の体制強化、里親等への包括支援体制のあり方、子どもの自立支援に関する事など、今後の社会的養育の全体像が示されています。

そして、令和元年6月に児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（以下「令和元年改正児童福祉法等」という。）が成立し、子どもの権利擁護の充実、児童相談所の体制強化、関係機関との連携強化、親権者のしつけに際しての子どもへの体罰禁止等の内容が規定され、児童虐待防止対策のより一層の強化を図ることも求められています。

本計画は、これらの経緯を踏まえて「課題と将来像」をもとに作成した現行県計画を全面的に見直し、子どもの権利保障と子どもの最善の利益を実現するために、平成28年改正児童福祉法の理念や新ビジョンが示す内容を踏まえて、在宅での支援から代替養育や子どもの自立支援など、今後の社会的

注1) 国の児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会及び社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会が平成23年7月に取りまとめた報告書。社会的養護はできる限り家庭的な養育環境で行われることを目指し、原則として家庭養護を優先するとともに、施設養護もできる限り家庭的な養育環境の形態としていくことが求められている。

注2) 里親等の養育者の家庭で、5～6人の子どもが生活する形態。

注3) 市町村において、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務等の機能を担う支援拠点。

注4) 平成28年改正児童福祉法の理念を具体化するために「課題と将来像」を全面的に見直し、①市町村を中心とした支援体制の構築、②児童相談所の機能強化と一時保護改革、③代替養育における「家庭と同様の養育環境」での養育に関して乳幼児から段階を追っての徹底、家庭養育が困難な子どもへの施設養育の小規模化・地域分散化・高機能化、④永続的解決（パーマネンシー保障）の徹底、⑤代替養育や在宅ケアを受けた子どもの自立支援の徹底などの改革項目について、実現に向けた改革の工程と具体的に数値目標が示された今後の社会的養育の方向性を定めた報告書。

養育に関する施策の充実に向けて、県や関係者・関係機関が取り組むべき方向性について定めるものです。

2 計画の位置付け

「課題と将来像」をもとに策定した現行県計画では、乳児院及び児童養護施設の小規模化・地域分散化を進めるための方策とこれらの施設の将来定員計画、代替養育を必要とする子どもについて、本体施設、グループホーム^{注5}、里親・ファミリーホームへの委託の割合をそれぞれ3分の1ずつとしていくための方策と里親への委託計画に関する内容を定めていました。

本計画では、現行県計画に定める内容を全面的に見直すとともに、「都道府県社会的養育推進計画」の策定について（平成30年7月6日付子発0706号厚生労働省子ども家庭局通知、以下「計画策定通知」という。）で示された新たな項目を盛り込んだ「鳥取県社会的養育推進計画」として新たに策定する計画となります。なお、本計画は、計画策定通知の要請に基づいて策定する計画であり、計画に記載する内容は次の10項目となっています。

- 鳥取県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像
- 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見表明権の保障・アドボカシー^{注6}）
- 市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組
- 各年度における代替養育を必要とする子どもの数の見込み
- 里親等への委託の推進に向けた取組
- パーマネンシー保障^{注7}としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組
- 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
- 児童相談所の機能強化等に向けた取組
- 一時保護改革に向けた取組
- 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

また、本計画の趣旨は、「鳥取県子ども・子育て支援事業支援計画」の内容の一部としても定められています。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度を始期とし、令和11年度を終期とする10年間（令和2年度から令和6年度を前期、令和7年度から令和11年度までを後期）とします。

なお、前期期間が満了する令和6年度の期末に計画内容の見直しを実施しますが、計画見直しの必要がある場合は、適宜、計画内容の見直しを実施することにします。

第2 鳥取県社会的養育推進計画

1 鳥取県における社会的養育の体制整備の基本的考え方

平成28年改正児童福祉法では、子どもが家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援することを原則とした上で、家庭における養育が困難又は適当でない場合にはパーマネンシー保障となる

注5) 本体施設の支援のもと、本体施設とは別の場所の地域の民間住宅などを活用して家庭的な雰囲気における生活体験や地域社会との密接な関わりなどの家庭的養護を行う施設。地域小規模児童養護施設と分園型小規模グループケアを指す。

注6) 子どもの権利擁護のため、施設等で生活する子どもの意思を第三者がくみ取り、子どもの意見表明をサポートまたは代弁すること。

注7) 子どもは可能な限り家庭的環境の中で養育されることが最も望ましいとされ、そのためには血縁関係の有無にかかわらず養育家庭における特定の養育者と子どもとの永続的な関係を築き、子どもの発達を保障していくことが必要とされている。永続的な関係であるパーマネンシーの保障は、子どもの自立の基盤となる重要なものとされている。

ような特別養子縁組、普通養子縁組、代替養育のうち「家庭における養育環境と同様の養育環境」である里親等への委託を進める（家庭養育優先原則）こととされました。これらが適当ではない場合には、「できる限り良好な家庭的環境」、小規模かつ地域分散化された児童養護施設等で養育されるよう必要な措置を講ずることとされ、施設の小規模かつ地域分散化に向けた方向性が示されました。また、これらの施策を進めるにあたっては、平成28年改正児童福祉法第2条で、何よりも子どもの最善の利益を優先されなければならないことも明記されています。

本県では、子どもの権利保障と子どもの最善の利益を実現することを基本的な考え方とし、在宅での支援でも代替養育における支援でも、全ての子どもが適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立が図られることを保障することができるよう、社会的養育の体制整備を推進します。

具体的には、先に記載した10項目を「子どもの権利擁護に関する取組」、「在宅支援の充実」、「代替養育に関する支援」、「特別養子縁組等の推進のための取組」、「児童相談所の体制強化」、「社会的養護自立支援」の6つの柱に分類し、各柱に関連する必要な施策の実現を図ることに努めます。

(1) 子どもの権利擁護に関する取組

児童虐待の未然防止や子どもの権利擁護について、これらの重要性を広く県民に周知するための啓発活動を積極的に実施します。また、里親・児童養護施設等で生活する子どもや一時保護中の子どもの権利擁護を図るため、当事者である子どもの意見表明権を保障するため、子どもから適切に意見聴取することはもとより、子ども自身が子どもの権利について学ぶことへの支援を実施し、子どもの意見表明をサポートまたは代弁する新たな仕組みについても検討します。

- ① 児童虐待の未然防止や子どもの権利擁護の重要性に関する啓発活動の充実
- ② 子ども自身が子どもの権利を学ぶ取組に対する支援と鳥取県社会的養育推進計画策定への参画
- ③ 子どもの意見表明（苦情や提案等）をサポートまたは代弁する新たな仕組みの検討

(2) 在宅支援の充実

平成28年改正児童福祉法により、子どもが家庭において心身ともに健やかに養育されるよう保護者を支援することが法律に明記されたことを踏まえて、家庭への養育支援を基盤とした在宅支援の充実を図ります。

- ① 市町村における相談支援体制等の充実とその取組への支援
- ② 児童福祉施設等を活用した在宅支援の機能強化

(3) 代替養育に関する支援

代替養育が必要となる場合の支援について、里親等での養育が望ましい場合は、里親等での養育を原則とします。里親等での養育が望ましい子どもが確実に里親等での養育が行われるよう、里親に対する支援体制の整備を図ります。

一方で、子どもの特性や年齢等の事情により、里親等での養育より乳児院や児童養護施設での養育のほうが適当と判断される場合は、生活単位が小規模化された施設での養育を原則とし、その環境整備を図り、併せて、施設の地域分散化、高機能化及び多機能化等に関する取組を推進します。

- ① 里親等委託の推進と包括的な里親支援施策の充実
- ② 乳児院や児童養護施設における生活単位の小規模化、地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に関する取組

(4) 特別養子縁組等の推進のための取組

実親の下での養育や家族再統合が極めて困難な子どもについて、永続的に安定した養育環境が保障できる特別養子縁組の活用を推進します。

(5) 児童相談所の機能強化

子どもに関するあらゆる相談に適切に対応することができるよう児童相談所の専門性の強化とその体制整備を図ります。児童相談所の専門性・体制強化にあたっては、児童福祉司等をはじめとする専門職員の配置の充実と相談支援部門における機能分化による体制強化に加えて、一時保護所においても、より個別性を尊重した一時保護が可能となるような体制整備を図ります。

- ① 職員配置の充実と専門性の向上
- ② 一時保護の適切な実施と夜間体制の強化

(6) 社会的養護自立支援

代替養育を経験した子どもの自立支援を図るため、平成28年改正児童福祉法を契機に創設された就学者自立生活援助事業や社会的養護自立支援事業の積極的に活用し、子どもの自立に向けた支援の充実を図るとともに、代替養育を離れた後も個々の生活状況の把握に努め、アフターケアの充実を図ります。

2 各項目に関する計画内容の詳細

(1) 子どもの権利擁護に関する取組

ア 現状と課題

子どもからの意見聴取については、児童養護施設等における意見箱の設置、子ども主催の会議の開催、第三者評価の受審、児童相談所による権利ノートを活用した権利擁護面接の実施等の取組を行い、関係機関が相互に連携を図りながら子どもの権利を保障し、安心した生活が送れるよう、一定程度の質は担保されています。

しかしながら、次のような課題も指摘されており、このような指摘にも適切に対応することが求められています。

- ・現行の取組を、子どもがより利用しやすいものとなるよう充実させる必要がある。
- ・子ども、家族の声が、社会的養育に関する施策等への改善につながる仕組みが必要。
- ・子どもの権利について、子ども自身が十分に理解できていないことや意見表明の方法論を持ち合わせていない。
- ・子どもの意見表明（苦情や提案等）をサポートまたは代弁することができる仕組みが不十分。
- ・「アドボカシー」の概念及び制度について共通の理解が得られていない。

イ 目指すべき方向性

児童虐待の未然防止や子どもの権利擁護に関する重要性を広く県民に周知するため、積極的に啓発活動を実施します。

また、既に実施している子どもの権利擁護に関する取組の質の向上を図るとともに、子ども自身が子どもの権利を学ぶことへの支援や子どもの意見表明をサポートまたは代弁する仕組みの構築を進めます。

ウ 具体的な対応策

① 児童虐待の未然防止や子どもの権利擁護の重要性に関する啓発活動の充実

- ・これまで実施してきた街頭活動や広報媒体による啓発活動に加えて、虐待防止に関する地域住民による見守りサポーターの養成や若者・企業向けに対する適切な子育てに関する講演活動などを展開し、児童虐待の未然防止や子どもの権利擁護について、これらの重要性を広く県民に周知するための啓発活動を積極的に実施します。

- ② 子ども自身が子どもの権利を学ぶ取組に対する支援と鳥取県社会的養育推進計画への参画
- ・児童養護施設等で生活する子どもが、子どもの権利を学び、日頃の生活や将来について、身近な大人や行政機関等に自らの意見や提案を意見表明できるようになるための子どもの活動を支援します。
 - ・子どもや社会的養護経験者が、鳥取県社会的養育推進計画の見直しに計画検討委員として、計画内容の検討に直接参画することを目指します。
- ③ 子どもの意見表明（苦情や提案等）をサポートまたは代弁する新たな仕組みの検討
- ・子どもから意見聴取する既存の取組を活用するだけでなく、子どもの意見をくみ取り、第三者的な立場から子どもの意見表明をサポートまたは代弁する新たな仕組みの構築について、国の動向も踏まえながら、子ども、児童福祉関係者、行政機関等で検討を行います。

評価指標	現状	目標
児童虐待の未然防止や子どもの権利擁護の重要性に関する啓発活動の充実	毎年、児童虐待防止月間である11月を中心に広報媒体や街頭活動を中心とした啓発活動を実施しているが、年間を通じた啓発活動の実施体制は不十分である。	これまでの啓発活動に加え、地域住民、若者、企業向けを対象とし、年間を通じた啓発活動を実施し、児童虐待の未然防止や子どもの権利擁護に関する重要性を周知する。
子ども自身が子どもの権利を学ぶ取組への支援	令和元年度末において、児童養護施設等の子どもが中心となり、子どもの権利を学ぶための活動を開始しているが、この活動に対する支援は未実施。	令和2年度中に、子どもの活動を支援するための事業を県が創設し、子どもの学びや活動に対する支援を施設や行政機関等が協働して実施する。
鳥取県社会的養育推進計画策定への参画	当該計画策定にあたり、子どもや社会的養護経験者に対し、アンケート方式による意見聴取は実施したが、直接の意見聴取は未実施。	令和6年度に予定している当該計画の中間見直し時には、子どもや社会的養護経験者が計画策定に直接参画することを目標とする。
子どもの意見表明をサポートまたは代弁する新たな仕組みの検討	令和元年度改正児童福祉法等の附則において、法施行後2年を目途に、児童の意見表明権を保障する仕組みについて検討し、必要な措置を講ずることとされている。	令和2年度から子どもの意見をくみ取り、第三者的な立場から子どもの意見表明をサポートまたは代弁する新たな仕組みについて検討を開始し、令和3年度中を目途に一定の結論を得る。

(2) 在宅支援の充実

ア 現状と課題

平成28年改正児童福祉法により、子どもが家庭において心身ともに健やかに養育されるよう保護者を支援することが法律に明記され、家庭への養育支援の充実が求められています。

本県の市町村では、既に全市町村が子育て世代包括支援センター^{注8}を設置していますが、今後は市町村子ども家庭総合支援拠点の設置を進めていくことが求められており、市町村の子ども家庭支援体制構築に対する支援を充実していく必要があります。

イ 目指すべき方向性

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づいて、市町村は乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業などを実施しています。地域子ども・子育て支援事業の量の見込みや児童虐待防止対策の充実策などを盛り込んだ「鳥取県子ども・子育て支援事業支援計画」と連動して、子どもが家庭において心身ともに健やかに養育されるよう家庭への養育支援を基盤とした在宅支援の充実を図ります。

ウ 具体的な対応策

① 市町村における相談支援体制等の充実とその取組への支援

- ・市町村子ども家庭総合支援拠点の全市町村設置を目指します。
- ・市町村子ども家庭総合支援拠点や要保護児童対策地域協議会^{注9}の活性化（児童相談所のみならず、市町村と児童家庭支援センターや子どもの虐待防止ネットワーク鳥取等をはじめとする民間相談機関や教育、医療、警察等の関係機関との連携強化など）に関し、中央児童相談所配置の市町村支援児童福祉司が中心となり、市町村の実情に応じた支援を実施します。
- ・母子保健や子ども家庭福祉分野に従事する市町村職員向けの児童相談所での実地研修や県主催で開催する各種研修等を通じて、市町村の専門性の向上と人材育成を支援します。

② 児童福祉施設等を活用した在宅支援の機能強化とその取組への支援

- ・在宅支援の重要な拠点の1つである児童家庭支援センター^{注10}が市町村や児童相談所を補完する相談支援拠点としての機能を果たせるよう、引き続き、児童家庭支援センターの運営に関する支援をします。
- ・母子を分離せずに世帯全体に対する支援を総合的に提供することができる母子生活支援施設の機能や乳児院においてこれまで実践してきた親子支援機能を活用した新たな在宅支援サービスの創設について検討します。

評価指標	現状	目標
市町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進	令和元年度末時点における市町村子ども家庭総合支援拠点の設置市町村数 11市町	令和4年度までに全市町村が子ども家庭総合支援拠点を設置することを目標とする。
市町村子ども家庭総合支援拠点や要保護児童対策地域協議会の活性化	県において、市町村に対する市町村子ども家庭総合支援拠点や要保護児童対策地域協議会の運営に関する支援	令和2年度から中央児童相談所配置の市町村支援児童福祉司が中心となり、市町村の実情に応じた支援を実施する。

注8) 妊産婦、乳幼児及びその保護者を対象とし、妊娠期から子育て期にわたる様々な支援ニーズに対応した総合的相談支援の拠点。

注9) 特に支援が必要な家庭について、その情報共有を図り、関係機関との適切な連携を図る調整等を担う機関。

注10) 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じるとともに、児童相談所からの委託を受けた児童及びその家庭への指導、市町村の求めに応じて技術的助言その他必要な援助を行う子どもに関する相談機関。

	が十分に機能していない。	年度毎に、重点的に支援する市町村を定め、令和6年度中を目途に全市町村を個別に支援することを目標とする。
母子保健や子ども家庭福祉分野に従事する市町村職員の専門性の向上と人材育成への支援	市町村職員向けの研修として、子ども家庭福祉分野は、要保護児童対策調整機関調整担当者研修や児童福祉司任用前講習会等をはじめとする県が主催で実施する研修も多いが、母子保健分野に関する研修が少ない現状。	母子保健分野の研修を充実することに加えて、新たに市町村職員が児童相談所で実施研修を行うことを令和2年度から開始する。
児童福祉施設等を活用した新たな在宅支援サービスの創設	在宅において保護者を支援するためには、ショートステイ事業等の既存の主な在宅支援サービスに加え、様々なニーズに対応できる新たなサービスが必要であるとの現場からの声が多い。	令和2年度から母子生活支援施設や乳児院の機能を生かした新たな在宅支援サービス創設について検討する。 予算措置が可能となった事業から順次、新たな事業の開始を目指す。

※子育て世代包括支援センターは、全市町村が設置済、児童家庭支援センターは、圏域毎に設置済（設置主体は全て社会福祉法人）であるため、評価指標には含めない。

(3) 代替養育に関する支援

ア 現状と課題

鳥取県社会的養護推進計画（平成27年3月策定）で推計した社会的養育を必要とする子どもの推計人数について、近年の人口推計や代替養育が必要な子どもの数の人口に占める割合等を考慮して、修正を行います。

子どもの人口推移は、平成27年度の約90,000人から令和6年度には約80,000人（平成27年度比11%減）、令和11年度約75,000人（同17%減）になることが予想されます。

年度	児童人口	社会的養護が必要な児童数
平成27年度	89,615人	261.5人
令和2年度	84,596人	251.6人
令和3年度	83,536人	248.5人
令和4年度	82,476人	245.3人
令和5年度	81,416人	242.2人
令和6年度	80,356人	239.0人
令和7年度	79,298人	235.9人
令和8年度	78,334人	233.0人
令和9年度	77,370人	230.1人
令和10年度	76,406人	227.3人
令和11年度	75,442人	224.4人

※国立社会保障・人口問題研究所の将来推計統計に基づいて算定、推定したもので、各年度10月1日時点の推計人口（平成27年は国勢調査による実績値）

※社会的養護が必要な子どもの人数は、子どもの人口に対する措置率（平成25年～30年措置率

は、0.29%から0.31%で推移しているため、0.30%を措置率として子どもの数を見込みました。

※平成27年度の数値は、県内児童相談所が県内の各施設等（乳児院、児童養護施設、里親及びファミリーホーム）に措置した児童に係る月平均初日在籍児童数。平成30年度以降の数値は平成25～29年の対児童人口比率の平均を各年度の児童人口に乗じて推計した。

子どもの人口は減少することが予想されますが、社会的養育が必要な子どもの生活の場は準備しておく必要があり、そのためには、里親等の登録数を確保するとともに、小規模又は地域分散化された施設を整備していくことが必要です。

里親等については、里親等の高齢化が進み、若い世代の新たな登録が少ない状況にあり、特に乳幼児を委託できる里親が少ない状況にあります。県全体を見た場合、子どもの学習権の保障及び学校生活の連続性の観点など、子どもの意向に沿った委託が可能となるためには、中学校区単位での里親登録が必要とされています。

「家庭における養育環境と同様の養育環境」である里親等への委託を進める家庭養育優先原則のもとで、これが適当ではない場合には、小規模かつ地域分散化された環境にある児童養護施設等で養育されることが必要となります。その一方で、少子化の進展や里親等委託の推進により、施設入所する子どもは減少していくことが予想されますが、施設はこれまで培ってきた豊富な知識・経験による専門性の高い養育を基に施設の高機能化及び多機能化・機能転換を検討していく必要があります。

イ 目指すべき方向性

代替養育が必要となる場合の支援について、「家庭と同様の養育環境」である里親等での養育が望ましい場合は、里親等での養育を原則とします。里親等での養育が望ましい子どもが確実に里親等での養育が行われるよう、その受け皿となる里親等を増やすとともに、質の高い里親等養育を提供することができるよう里親の登録前後及び子どもの委託中から委託後（ファミリーホームについても同様）の支援を含め、包括的に里親等を支援する体制整備を図ります。

一方で、子どもの特性や年齢等の事情により、里親等での養育より乳児院又は児童養護施設での養育のほうが適当と判断される場合は、生活単位が小規模化された施設での養育を原則とし、その環境整備を図り、併せて、施設の地域分散化、高機能化及び多機能化等に関する取組を推進します。

ウ 具体的な対応策と目標

家庭養育原則を推進するため、里親登録数、ファミリーホームの設置数を増やしていくことと併せて、里親支援機関を中心とし、里親会、乳児院や児童養護施設、児童相談所をはじめとする関係機関が連携を図り、里親等養育支援を実施します。また、新たな里親支援機関の設置や児童相談所の里親支援児童福祉司の配置についての検討を行い、里親等を支援する機関の機能強化と質の高い里親等養育が提供できる体制整備に努めます。

また、乳児院や児童養護施設が策定した将来的な小規模化等に関する計画をもとに、生活単位の小規模化かつ地域分散化、施設の高機能化及び多機能化・機能転換を図る施設の取組を支援し、質の高い施設養育が提供できる体制整備を支援します。

①里親等委託の推進と里親支援施策の充実

里親委託率については、県内の里親の状況、里親登録の現状を踏まえつつ、里親支援機関を中心に様々な関係機関が精力的に連携を深めるなどし、他の社会資源の整備状況等も勘案しながら将来を見据えていく必要があります。

基本方針として、家庭養育優先原則を推進していくために必要な里親登録数を142世帯、ファミリーホーム数6か所を目標として、令和11年度末までに里親委託率が60%以上となること

を目指します。

また、里親等の支援の充実を図るため、2か所（現状1か所）の里親支援機関の設置を検討していきます。

② 乳児院や児童養護施設における生活単位の小規模化、地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に関する取組

県内の乳児院及び児童養護施設は、既に小規模化又は地域分散化に関する取組を実施している。今後、小規模化を進めるにあたっては、施設での養育を行う場合の生活単位は、1グループ当たりの人数の上限を6人とします。さらに特別なケアが必要な子どもの場合の生活単位は、1グループ当たりの人数の上限を4人とすることを目標とし、併せて、地域分散化に関する取組も引き続き支援します。

また、地域の課題やニーズに適切に対応するため、一時保護受入体制の整備、親子間再構築事業等の施設の高機能化及び多機能化・機能転換に関する取組を支援します。

【評価指標】

指 標	令和2年度	令和6年度	令和11年度
登録里親数	107世帯	117世帯	142世帯
社会的養育児童数	252人	239人	224人
里親委託数	70人	95人	135人
里親委託率	27.8%	40%	60%
ファミリーホーム数	3か所	4か所	6か所

※ファミリーホーム数の令和6年度は令和2年度の実績予定数と11年度の目標数から推計した。

【評価指標：施設における入所定員】

単位；人

種別	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
		(2018)	(2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2023)	(2024)	(2025)	(2026)	(2027)	(2028)	(2029)	
分園型小規模グループケア	青谷子ども学園	定員	7	7	7	7	7	6	6	6	6	6	6	6
		力所数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
		小計	14	14	14	14	14	12	12	12	12	12	12	12
	米子聖園天使園	定員												6
		力所数												1
		小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
合計		14	14	14	14	14	12	12	12	12	12	12	18	
地域小規模児童養護施設	鳥取子ども学園	定員	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
		力所数	3	3	3	3	3	4	4	4	4	4	4	4
		小計	18	18	18	18	18	24	24	24	24	24	24	24
	因伯子供学園	定員			6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
		力所数			1	1	1	1	2	2	2	2	2	2
		小計	0	0	6	6	6	6	12	12	12	12	12	12
	光徳子供学園	定員							6	6	6	6	6	6
		力所数							1	1	1	1	1	1
		小計	0	0	0	0	0	0	6	6	6	6	6	6
	米子聖園天使園	定員	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
		力所数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		小計	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
合計		24	24	30	30	30	36	48	48	48	48	48	48	
施設内小規模グループケア	鳥取子ども学園乳児部	定員	5	5	5	5	4	5	4	4	4	4	4	4
		力所数	3	3	3	2	1	2	1	3	3	3	3	3
		小計	15	15	15	14	14	14	12	12	12	12	12	12
	米子聖園ベビーホーム	定員	5	5	5	5	5	5	5	4	5	4	4	4
		力所数	4	4	4	4	4	4	2	2	2	2	4	4
		小計	20	20	20	20	20	20	18	18	18	16	16	16
	鳥取子ども学園	定員	6	7	6	7	6	7	6	6	6	6	6	6
		力所数	2	4	2	4	2	4	6	5	5	5	5	4
		小計	40	40	40	40	36	30	30	30	30	30	24	24
	青谷子ども学園	定員	7	7	7	7	7	6	6	6	6	6	6	4
		力所数	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	2	1
		小計	21	21	21	21	21	18	18	18	18	18	16	16
	因伯子供学園	定員	6	8	6	8	6	8	6	8	6	6	4	4
		力所数	1	2	1	3	1	3	1	3	3	3	1	3
		小計	22	30	30	30	30	30	18	18	18	18	16	16
	光徳子供学園	定員	8	7	8	7	8	7	8	7	6	6	6	4
		力所数	2	2	3	2	2	2	2	2	4	4	4	4
		小計	30	24	30	30	30	30	24	24	24	24	24	16
米子聖園天使園	定員	8	8	8	6	6	6	6	6	6	6	6	4	
	力所数	3	3	1	6	6	6	6	6	6	6	6	2	
	小計	24	24	8	36	36	36	36	36	36	36	36	28	
合計		172	174	164	191	187	178	156	156	156	154	144	128	
本体施設	因伯子供学園	定員	8											
		力所数	1											
		小計	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	光徳子供学園	定員		6										3
		力所数		1										1
		小計	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
米子聖園天使園	定員	10	10	12										
	力所数	2	2	3										
	小計	20	20	36	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計		28	26	36	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
総合計		238	238	244	235	231	226	216	216	216	214	204	197	
鳥取子ども学園乳児部		15	15	15	14	14	14	12	12	12	12	12	12	
米子聖園ベビーホーム		20	20	20	20	20	20	18	18	18	16	16	16	
鳥取子ども学園		58	58	58	58	54	54	54	54	54	54	48	48	
青谷子ども学園		35	35	35	35	35	30	30	30	30	30	28	28	
因伯子供学園		30	30	36	36	36	36	30	30	30	30	28	28	
光徳子供学園		30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	25	
米子聖園天使園		50	50	50	42	42	42	42	42	42	42	42	40	

(4) 特別養子縁組の推進のための取組

ア 現状と課題

特別養子縁組は、実親との法的関係が残る普通養子縁組に対し、実親との法的関係が消滅し、戸籍上も養親の実子の扱いとなり、法的にも安定した親子関係を構築でき、永続的な養育環境で安定した子どもの養育ができる子どもの福祉にとって大切な制度です。

しかしながら、実親から同意を得ることが難しい側面もあり、本県においては、児童相談所が関与した特別養子縁組の成立件数は、年間1～3件程度の状況にあります。

イ 目指すべき方向性

民法等の一部を改正する法律が令和元年6月に成立し、特別養子となる者の年齢の上限が、原則15歳未満（従来は6歳未満）へ引き上げられ、特別養子縁組の成立の手続も、特別養子適格の確認の審判と特別養子縁組の成立の審判の2段階に分けられるなど、制度の利用促進に向けた見直しが行われました。

パーマネンシー保障の観点から、特別養子縁組が適当と思われる場合は、その成立に向けて児童相談所が中心となり支援します。

ウ 具体的な対応策

- ・児童相談所が関与する特別養子縁組の成立数は、現状の年間2件程度を目標とし、様々な事情で実親との生活が今後も極めて難しいと思われる子どもについては、特別養子縁組の検討対象とし、個々の事例に対して十分なアセスメントを行い、特別養子縁組が適当と判断される場合は、特別養子縁組の成立に向けたケースワークを行います。
- ・民法の改正により、特別養子縁組制度の枠組みが大きく変更されるため、児童相談所をはじめとした関係機関等に対し、特別養子縁組に関する研修を実施します。

評価指標	現状	目標
児童相談所が関与する特別養子縁組成立件数	平成28年度 2件 平成29年度 1件 平成30年度 3件	令和2年度以降 2件
特別養子縁組制度に関する研修の実施	特別養子縁組制度に関する研修は未実施	令和2年度以降、継続的に特別養子縁組制度に関する研修を実施する。

※本県には、養子縁組に関する民間あっせん機関はないが、民間あっせん機関と連携等が必要になる事例については、適切な対応を実施する。

(5) 児童相談所の機能強化

ア 現状と課題

全国的に児童相談所の児童虐待対応件数が年々増加しており、平成30年度は16万件と過去最多となっています。本県においては、平成30年度で80件と全国で最も少ない件数であるものの、虐待通告件数は422件と平成29年度の381件と比べて11%増の状況です。

児童虐待については、児童相談所を中心とした対応が求められることから、平成30年12月に国が示した「児童虐待防止対策総合強化プラン（新プラン）」に基づいて、児童相談所の体制を強化することが必要となっています。

イ 目指すべき方向性

児童虐待発生時における迅速・的確な対応はもとより、家庭養育優先原則の推進や市町村の相談支援体制の強化を図るための支援など、子どもに関するあらゆる相談に適切に対応することができ

るよう児童相談所の専門性の強化とその体制整備を図ります。

児童相談所の専門性・体制強化にあたっては、児童福祉司等をはじめとする専門職員の配置の充実と相談支援部門における機能分化による体制の強化に加えて、一時保護所においても、より個別性を尊重した一時保護が可能となることに加え、夜間体制は複数体制とし、体制整備を図ります。

なお、中核市における児童相談所の設置については、児童相談所設置に向けた課題点等を中核市と共有して、設置の必要性等について意見交換を行います。

ウ 具体的な対応策

① 職員配置の充実と専門性の向上

- 職員配置の充実などの量的な整備と中・長期的な職員のキャリア形成の観点を踏まえた人事配置を行います。
- 特に児童福祉司においては、児童福祉司として5年以上の勤務経験者を重点的に配置し、組織内におけるOJT体制を強化するとともに、スーパーバイザーとしての役割を果たすことができる児童福祉司を多く育成します。
- 令和元年改正児童福祉法等に規定された相談部門における介入と支援の機能分化による相談対応の向上を図ります。
- 本県が定めている児童相談所職員向けの研修体系に沿った研修を実施し、職員個々の専門性の向上に努めます。

② 一時保護の適切な実施と夜間体制の強化

- 児童相談所の夜間体制については、正職員1名と夜間指導員1名の複数体制とし、引き続き検討を進めていく。
- 児童相談所の一時保護所を利用する子どもに対する権利擁護（権利ノートや子どもへのアンケート調査等を活用した取組、被措置児童等虐待の防止に関する取組など）については、内容の見直しや充実を図り、安全・安心な環境で適切なケアを提供します。
- 居室は、できる限り個室での利用を行い、個別性の尊重を図ります。
- 安全・安心を確保した上で出来る限り外出制限を設けない、原籍校への通学保障を行う等、可能な限り、開放的な環境での支援の実施に努め、一時保護の期間は必要最小限とします。
- 子どもにとって、出来る限り開放的な環境での生活を保障するため、児童養護施設等や里親等への委託一時保護が可能な場合は、施設等と連携し、委託一時保護を実施します。
- しばらくの間、各児童相談所は毎年、一時保護所の運営に関する第三者評価を受審し、一時保護所の運営改善と質の向上を図ります。
- 一時保護所に従事する職員の育成について、これまで実施してきた研修に加えて、児童養護施設等での現場研修を新たに実施します。
- 一時保護所の定員（中央児童相談所12名、倉吉児童相談所6名、米子児童相談所8名）は当面維持します。ただし、児童養護施設等において、一時保護専用施設の設置を行う場合は、一時保護専用施設の定員設定の状況なども踏まえ、児童相談所の一時保護所の定員の見直しを検討します。

評価指標	現状	目標
児童福祉司としての勤務年数が5年以上ある者の重点配置	令和元年度末時点で、県内の児童相談所に配置されている児童福祉司で5年以上勤務経験がある者 20名中、7名	令和4年度までに、児童福祉司で5年以上勤務経験がある者の割合を常時50%以上となること、相談部門の担当課長は、児童福祉司としての勤務経験が5年以上ある者を配置する。
児童相談所職員向けの研修	令和元年度において、児童相	その時々児童相談所の課題

体系に沿った研修の実施	談所職員向けの研修体系の見直しを実施	に対応できるよう、研修体系は、3年に1度の見直しを実施。 令和2年度以降、児童相談所の一時保護所の担当職員には、児童養護施設等での現場研修を新たに実施します。
個別性の重視と開放的環境での一時保護の実施	個々の児童の状況に応じた一時保護所での生活日課と安全・安心を確保した上で出来る限り外出制限を設けない、原籍校への通学保障を行う等、可能な限り、開放的な環境での支援を実施している。	引き続き、個別性の重視と開放的環境での一時保護の実施を行います。
必要最小限の期間での一時保護（委託一時保護含む）の実施	一時保護実施の平均日数 平成30年度 一時保護所 8.1日 委託一時保護 13.8日	一時保護実施の平均日数について、一時保護所については10日以内、委託一時保護は20日以内とする。
児童相談所の一時保護所の第三者評価の受審	令和元年度末時点で、児童相談所の一時保護所は、第三者評価を受審していない。	令和2年度から、各児童相談所は第三者評価の受審を開始する。

※相談部門における介入と支援の機能分化の対応は、既に令和元年度から実施している。

【参考】児童相談所の職員配置基準に対する措置状況（令和2年4月1日時点）

	中央児童相談所	倉吉児童相談所	米子児童相談所
児童福祉司	9人 (8人)	4人 (4人)	8人 (8人)
児童心理司	5人 (5人)	3人 (2人)	4人 (4人)
保健師	1人 (1人)	1人 (1人)	1人 (1人)
医師	他の県機関に配置されている医師が兼務	嘱託医対応	他の県機関に配置されている医師が兼務
弁護士	週1回、午前中の駐在	2週に1回、午前中の駐在	週1回、午前中に駐在

※括弧内の数値は、国の基準。全ての職種で既に国の配置基準を満たす体制を整備している。

※医師及び弁護士の配置基準は、常時、医学的又法的な助言が得られる体制を整備することとされている。本県の場合、医師は、他の県機関に配置されている医師に児童相談所の兼務発令を行う形態と嘱託医として配置する形態で対応。弁護士は、相談対応件数を勘案し、中央児童相談所と米子児童相談所は、週1回、倉吉児童相談所は2週に1回、弁護士が児童相談所に駐在する形態と駐在日以外にも適宜、法律相談を行うことができる形態で対応。

(6) 社会的養護自立支援

ア 現状と課題

児童養護施設、里親等から社会に出て安定した生活を自立して行うことができるようにするため、本県では、退所児童等アフターケア事業、自立援助ホームの設置（3か所）、社会的養護自立支

援事業など全国共通の事業については、他の都道府県よりも先行して取組み、併せて、普通自動車運転免許取得に要する経費を助成する等の県単独事業も準備し、児童養護施設等で生活する子どもが自立した生活が送れるための支援を積極的に実施しています。一方で、高等教育への進学、自立支援に関する専任職員の確保、施設等退所者の4割程度の生活状況の把握ができていないことや遠方の退所者への支援が困難等のアフターケア実施にあたっての課題もあり、今後も子どもに対する更なる自立支援のあり方を検討していく必要があります。

イ 目指すべき方向性

代替養育を経験した子どもの自立支援を図るため、平成28年改正児童福祉法を契機に創設された就学者自立生活援助事業や社会的養護自立支援事業の積極的な活用を図るとともに、代替養育を離れた後も個々の生活状況の把握に努め、個々のニーズに応じた支援が提供できる体制整備に努めます。

ウ 具体的な対応策

- ・就学者自立生活援助事業や社会的養護自立支援事業の既存の取組を引き続き実施します。
- ・施設を退所する前から自立に向けての準備が十分に出来るよう、児童養護施設等への自立支援専門員（仮称）の配置の検討と退所児童等アフターケア事業事業者との連携強化策を検討します。

評価指標	現状	目標
児童養護施設等の退所児童に対するアフターケアの実施と退所後の生活状況の把握	児童養護施設等を退所した児童へのアフターケアは、出身施設が中心となり、適宜、必要な支援を実施しているが、退所してからの年数が経つにつれて、生活状況の把握が出来なくなる事例がある。	施設等退所後の5年間は、退所児童の生活状況の把握に努め、適宜、必要に応じたアフターケアを実施することとする。